

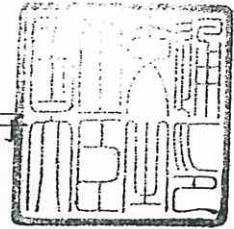


認 定 書

国住指第2202号
平成14年5月17日

社団法人石膏ボード工業会
会長 須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同法施行令第1条第五号(準不燃材料)の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号

QM-9827

2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

吸音用あなあきせっこうボード

3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り

認定番号	QM-9827	認定年月日：平成14年5月17日
品目名	吸音用あなあきせっこうボード	申請者名：社団法人 石膏ボード工業会 東京都港区西新橋2-13-10 (吉野石膏虎ノ門ビル) TEL(03)3591-6774

1. 主たる用途 天井

2. 試験機関名 建設省建築研究所

3. 製品の形状・寸法等

(1)形状 状：平板

(2)表面の形状

(3)厚さ(mm)

(4)大きさ(mm)

} JIS A 6301 (吸音用あなあきせっこうボード) による

(5)比重：0.7

(6)重量(kg/m²): 6.0以上

(7)含水率(%): 3以下

(8)その他：なし

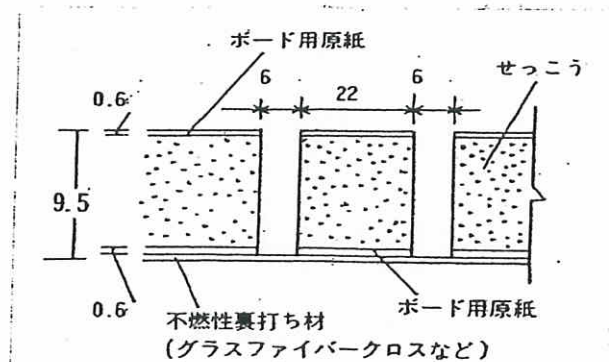
4. 防火処理の概要

なし

5. 構成(組成)、断面図(単位mm)

(1)表面化粧：なし

(2)接着剤：なし



(3)基 材

① 有機質混入量 1.0%以下

② ボード用原紙の厚さ0.6mm以下のせっこうボードにあなあけし、不燃性原紙(グラスファイバークロス)で裏打ちしたもの。

6. 付帯条件

なし